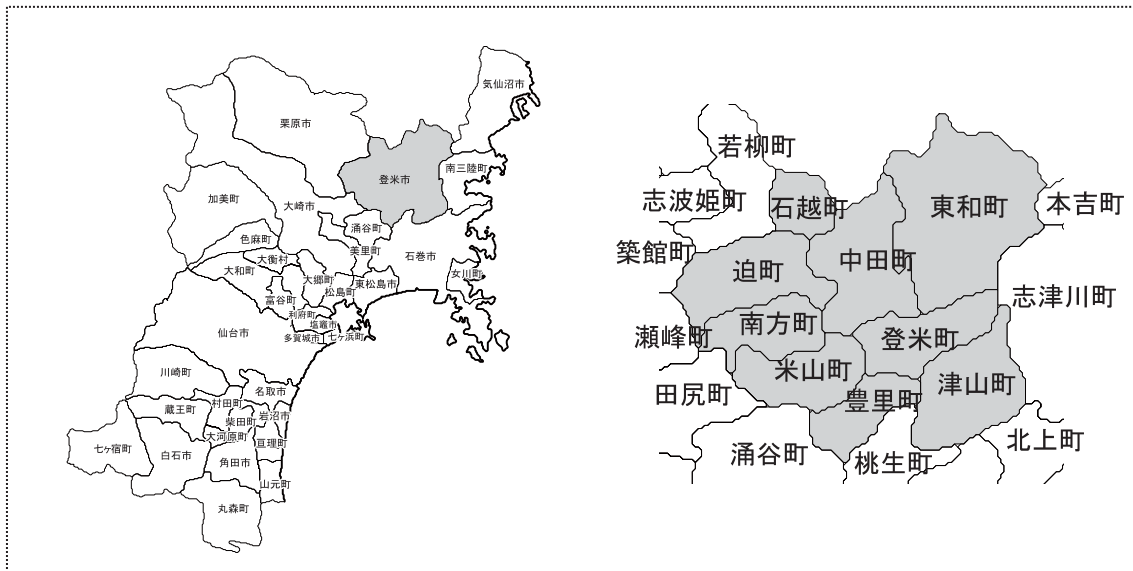


2 登米市（とめし）



(1) 合併市町の概要

構成市町村	登米郡迫町，同郡登米町，同郡東和町，同郡中田町，同郡豊里町，同郡米山町，同郡石越町，同郡南方町，本吉郡津山町	
合併期日	平成17年4月1日	
合併方式	新設合併	
事務所の位置	登米市役所迫庁舎・迫総合支所	〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
	登米市役所登米庁舎・登米総合支所	〒987-0792 登米市登米町寺池目子待井381番地1
	東和総合支所	〒987-0901 登米市東和町米川字六反55番地1
	登米市役所中田庁舎・中田総合支所	〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地
	豊里総合支所	〒987-0362 登米市豊里町小口

		前 80 番地
	米山総合支所	〒987-0321 登米市米山町西野 字的場 181 番地
	石越総合支所	〒989-4792 登米市石越町南郷 字愛宕 81 番地
	登米市役所南方 庁舎・南方総合支 所	〒987-0401 登米市南方町新高 石浦 130 番地
	津山総合支所	〒986-0401 登米市津山町柳津 字本町 218 番地
人口 (H22. 3. 31 住民基本台帳)	86, 289 人	
面積 (H21. 10. 1 国土地理院)	536. 38 km ²	
全職員数 (H22. 4. 1 現在)	1, 667 人	
議員定数 (H22. 4. 1 現在)	30 人	

(2) 合併の概要

①合併協議会の概要

合併協議会名	登米地域合併協議会
設立年月日	平成 15 年 4 月 1 日
解散年月日	平成 17 年 3 月 31 日
開催状況	平成 15 年 4 月 4 日～平成 17 年 3 月 8 日 (計 26 回)
組織	会 長：石越町長 稲邊 正 副会長：中田町長 三浦 五郎 豊里町議会議長 野村 登喜治 委 員：47 人 (会長, 副会長を含む。)
事務局	27 人体制 (迫町, 登米町, 東和町, 中田町, 豊里町, 米 山町, 石越町, 南方町各 3 人, 津山町 2 人, 県 1 人) ※ 県迫合同庁舎内

②主な合併協定の内容

議員の取扱い	定数特例適用 <ul style="list-style-type: none"> ・特例定数 48人 ・条例定数 30人 新市の設置後最初に行われる選挙につき、選挙区設定 (各定数：迫町9人，登米町4人，東和町5人，中田町8人，豊里町4人，米山町6人，石越町4人，南方町5人，津山町3人)
庁舎の位置	旧迫町役場
新市町名称の選定方法	公募し，協議会で決定 (候補：登米市，とめ市，田園登米市，水の里市，北宮城市，新登米市，佐沼市)
農業委員会の取扱い	農業委員会等に関する法律 34条に基づき平成 17年 7月 19日まで存続
地方税の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税の個人均等割額は 3,000円とする。 ・法人市民税，固定資産税，軽自動車税の税率は，9町に相違ないため現行のとおりとする。 ・入湯税は，合併時に 50円に統一する。 ・町たばこ税，特別土地保有税は，9町に相違ないため現行のとおりとする。
使用料，手数料等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料は，適正な料金のあり方等について検討し，合併時まで調整する。 ・施設使用料は，原則として現行のとおりとする。 ・手数料は，合併時に統一する。
国民健康保険事業及び介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の税率は，新市において調整する。 ・介護保険料は，次期介護保険事業計画に基づき再算定し，平成 18年度の保険料から統一する。
上水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道料金は，合併時に登米地方広域水道企業団の料金に統一する。 ・簡易水道料金は，現行のとおり新市に引き継ぐ。
下水道事業	公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の各事業の使用料は，合併時に統一し，迫川広域公共下水道組合の料金体系に合わせる。
町名，字名の取扱い	町名の前に「登米市」を挿入して表示する。
行政区の取扱い	行政区の名称及び区域は，当面現行のままとする。

地域審議会の設置	有（迫，登米，東和，中田，豊里，米山，石越，南方，津山）
地方自治区の設置	無

③ 合併までの経緯

【法定協議会設置前】

登米郡8町（迫町，登米町，東和町，中田町，豊里町，米山町，石越町，南方町）では，登米地方町村会において合併への調査研究の話が持ち上がったのをきっかけに，町村合併を通じた地域の将来像について調査・研究を行うため，町長と町議会議長で構成する「登米地域合併研究会」を平成14年6月10日に設置し，その後，津山町が7月22日の第2回会議からオブザーバーとして参加した。津山町は，同年6月28日に本吉郡5町（志津川町，津山町，本吉町，唐桑町，歌津町）で設置された「市町村合併制度研究会」にも参加していたが，「枠組みそのものの検討を含めて，多方面から情報を集める」ため，登米の研究会にもオブザーバー参加を決めた。

研究会では，合併旧法期限内（平成17年3月）までの合併を念頭に，登米郡8町が前向きに合併協議を継続することで一致し，合併の具体論についての検討作業を行うために，研究会を発展的に解消し，12月6日に任意の合併協議会である「登米地域合併推進協議会」（以下「任意協議会」という。）を設立した。なお，津山町は引き続きオブザーバーとして参加した。

任意協議会では，平成15年1月に登米郡8町の合併について住民意向調査を実施。その結果，合併について「必要」が16.9%，「どちらかといえば必要」が10.8%，「必要と思うがよく検討した方がよい」が39.0%と，この3つを合わせると66.7%と，多数の住民が合併に肯定的な意向を持つことが明らかとなったことから，2月12日の任意協議会において，各町が法定協議会の設置を3月議会に提案することと，津山町が登米郡への合流を希望した場合には，9町で議会に提案することを確認した。

一方，津山町では，合併の判断材料とするため，2月に独自に町民意向調査を実施。町民の約80%が合併を必要と回答し，そのうち73.8%が登米地方との合併を望む結果となった。津山町長はこれを受け，2月24日の町議会の合併に関する調査特別委員会で登米郡8町と合併する方針を明らかにし，特別委員会も賛成多数で津山町長の考えに同意することを決めた。3月3日に津山町長は登米郡8町の町長に対し，4月に設置を目指している法定協議会への参加を正式に申し入れ，了承された。

そして，登米郡8町及び津山町の町議会は，3月24日に一斉に臨時会を開き，9町による法定協議会設置議案を可決した。これにより，法定協議会の設置が正式に決定し，4月1日に法定協議会である「登米地域合併協議会」（以下，「合併協議会」という。）が設置された。

【法定協議会設置後】

合併協議会では、平成15年6月の第3回目の会議において、合併方式については新設合併に、新市の名称については公募することに決定した。

合併期日については、豊里町長の任期と電算システムの移行を考慮し、平成17年3月22日とすることに決定されたが、合併旧法の改正により経過措置として1年間延長される見通しとなったため、最終的には平成16年4月の第19回協議会において、「合併特例法の一部改正があった場合は、平成17年4月1日とする」とのただし書きを加えることと決定した。

新市の庁舎については、9町長が迫町内に置く方針で6月に基本合意した。一時、県の迫合同庁舎を有力候補とするものの、合同庁舎の活用は、合同庁舎移転に係る防災・通信設備等の移設費や合同庁舎の床面積を確保するための増築費等に多額の費用がかかるとして断念し、最終的には、平成16年1月の第14回協議会において、当分の間、新市の市役所を迫町役場とするとともに、迫町役場のみでは手狭なため、登米町と中田町、南方町の庁舎を分庁舎として活用することに決定した。

議員の取扱いについては、平成15年8月の第6回協議会で、①定数特例を活用し60人で選挙する、②在任特例を活用し154人の議員全員が1年間在任するという事務局案に対し、住民委員から「特例を適用せず、法定定数30人で合併時に改選すべき」との意見が相次いだ。このため、上記3案について議論となったが、最終的な判断は会長一任となり、12月の第12回協議会で、定数特例を適用し、議員定数を48人とすることに決定となった。また、新市の設置後最初に行われる選挙につき選挙区を設け、各選挙区の定数については、迫9、登米4、東和5、中田8、豊里4、米山6、石越4、南方5、津山3とすることも併せて決定した。

各町が新市に持ち寄る基金については、10月の第10回協議会で、財政調整基金は平成16年度標準財政規模の6%、減債基金は平成16年度普通会計起債残高の5%を持ち寄るよう努めることと決定した。

新市の名称については、公募の結果を踏まえ、「登米市」、「とめ市」、「田園登米市」、「水の里市」、「北宮城市」、「新登米市」、「佐沼市」などの案が候補となり、12月の第12回協議会で応募数が最も多かった「登米市」に決定された。

そして、平成16年6月7日の第21回協議会で建設計画が承認され、計50の協定項目すべてについて協議が整った。

6月19日に合併協定調印式が行われ、24日に9町がそれぞれ臨時会において合併関連議案を審議。その結果、廃置分合議案については全町で可決されたものの、登米町議会では財産処分議案が、米山町議会では議員の定数特例議案と地域審議会設置議案が、南方町議会では議員の定数特例議案が否決された。

このため、南方町においては7月5日に、登米町においては8日に、米山町においては9日にそれぞれ臨時会を開き、原案どおり再提案した結果、いずれの町にお

いても賛成多数で可決され、必要な町議会の議決が完了した。

7月16日に知事に対し廃置分合申請が提出され、10月13日に県議会において廃置分合議案を可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省へ届出を行った。

そして、11月10日に官報告示され、平成17年4月1日に登米市が誕生する運びとなった。

④合併までの取組経過

年月日	事項
平成14年6月10日	登米郡8町で「登米地域合併研究会」設置（本吉郡津山町はオブザーバー参加）
平成14年9月17日	登米郡8町を合併重点支援地域に指定
平成14年12月6日	登米郡8町で「登米地域合併推進協議会」（任意協議会）設置（本吉郡津山町はオブザーバー参加）
平成15年1月～2月	登米郡8町の住民意向調査の結果、全体の66.7%が合併の必要性を認識。（①必要16.9%，②どちらかと言えば必要10.8%，③必要と思うが良く検討した方がよい39.0%，④どちらかと言えば必要ない13.8%，⑤必要でない10.9%，⑥無回答8.6%）
平成15年2月	津山町の町民意向調査の結果、75.0%が登米地方との合併を選択（本吉地方17.8%，石巻・桃生地方7.2%）
平成15年3月3日	津山町長が登米郡8町の合併協議に参加表明
平成15年3月24日	各町議会で法定協議会設置議案を可決
同日	津山町を合併重点支援地域に追加指定
平成15年4月1日	法定協議会設置
平成16年3月5日	石越町議会は議員提案による住民投票条例案を反対多数（賛成6，反対8）で否決
平成16年6月19日	合併協定調印式
平成16年6月24日	各町議会で合併関連議案が提案され、登米町議会（財産処分議案を否決）、米山町議会（定数特例議案及び地域審議会設置議案を否決）及び南方町議会（定数特例議案を否決）以外の6町の議会においては、全議案を可決
平成16年7月5日	南方町議会で定数特例議案を可決
平成16年7月8日	登米町議会で財産処分議案を可決
平成16年7月9日	米山町議会で定数特例議案及び地域審議会設置議案を可決

平成16年7月16日	廃置分合申請
平成16年10月13日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
平成16年11月10日	官報告示
平成17年1月13日	新市の職務執行者を稲邊正石越町長に決定
平成17年4月1日	登米市誕生